

消防車等が「カンカーン」と警鐘を鳴らして防災パトロールを行っています

当消防本部では、管内の住民等に対し、夜間、異常気象時など火災等の災害に対する警戒心を喚起する必要があるとき又は不審火多発時に、消防車等で赤色警光灯及び警鐘を使用して防災パトロールを行っています。



～ 災害発生時の消防車のサイレン音について～

建物火災の場合は、サイレン（ウウー）と警鐘（カンカンカン）を鳴らしますが、建物火災以外の災害の場合は、サイレン（ウウー）だけを鳴らしています。

【建物火災】



【建物火災以外の災害】

